

関 係 各 位

新潟市長 中原 八一
(担当：都市計画課)

盛土規制法の運用開始について（周知）

日頃より、本市の都市計画行政にご協力いただき感謝申し上げます。

さて、本市は、宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）に基づき、令和7年7月18日に市内全域を「宅地造成等工事規制区域」又は「特定盛土等規制区域」に指定し、法の運用を開始します。

同法は令和5年5月26日に施行されたもので、盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を包括的に規制するものです。

今回の運用開始により、工事主が市内において規制対象となる盛土等を行う場合は、安全な盛土等となるよう市から許可を受けなければならない、違反行為等をした場合は罰則も課せられます。

また、土地の所有者や管理者は、盛土等が行われた土地について、常時安全に維持する責務が生じます。

下記について、会員の皆様へ周知をお願いします。

なお、新潟県についても同日付で規制区域を指定します。

記

- 1 運用開始日
令和7年7月18日（金）
- 2 添付資料
盛土規制法に関するお知らせ（チラシ）

3 詳細情報（関連ページのご案内）

新潟市ホームページ	URL	二次元コード
新潟市 盛土規制法 トップページ	https://www.city.niigata.lg.jp/shisei/tokei/kaihatsuseibi/moridokisei/index.html	

【担当連絡先】
新潟市 都市政策部 都市計画課
開発審査・景観担当 阿 部 、 中 山
TEL：025-226-2825 FAX：025-229-5150
E-mail：tokei@city.niigata.lg.jp